

第 3 期京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会設置要領

(目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び計画に基づく施策の実施状況等について意見を聴取するため、第 3 期京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、就任後から就任した日が属する年度の 3 月 31 日までとし、再任することができる。
- 3 検討会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第 3 条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第 4 条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第 5 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

所 属	氏 名
佛教大学 社会福祉学部教授	岡 崎 祐 司
公益社団法人京都府私立幼稚園連盟 理事長	長 澤 宗 一
一般社団法人京都府保育協会 会長	杉 本 一 久
特定非営利活動法人 全国認定こども園協会京都府支部 副支部長	杉 本 五 十 洋
保育所入所児童の保護者	山 口 昌 毅